

あかちゃんが生まれたら

★税務住民課 082-820-5604

出生届

生まれた日を含めて14日以内に税務住民課へ提出してください。

★必要なもの

- ◎出生届（出生証明書が記載されていること）
- ◎母子健康手帳

★税務住民課 082-820-5604

出産育児一時金（国民健康保険）

国民健康保険に加入している人が出産（妊娠12週以上の死産及び流産を含む）した時は、世帯主の申請により出産育児一時金が支給されます。

※会社の健康保険に加入している場合は、勤務先にお問い合わせください。

◆直接支払制度(申請は不要です。)

出産一時金の請求と受け取りを妊婦などに代わって医療機関等が行うものです。出産一時金が医療機関等へ直接支払いされるため、出産費用から出産育児一時金を控除した額のみが支払われます。

※直接支払制度を利用できるかどうかは医療機関によって異なりますので利用を希望される方は分娩機関にご相談ください。
(直接支払制度が利用できない場合、税務住民課で手続きが必要です。)

★必要なもの

- ◎国民健康保険証
- ◎世帯主名義の預貯金通帳
- ◎医療機関から交付される直接支払い制度に関する
利用合意文書
- ◎医療機関から交付される出産費用の領収書・明細書

中学3年生までの子どもが入院・通院をした場合、こども医療費受給者証を保険証と一緒に提示することで、医療費（保険診療分のみ）の1回の診療に係る自己負担額の上限が500円になります。

※所得制限があります。

※令和3年1月からこども医療費受給者証は自動更新になりました。窓口での更新手続きは必要ありません。

★必要なもの

- ◎お子さんの健康保険証
- ◎課税台帳記載事項証明書（転入等の場合は必要になることがあります。）
- ◎保護者の住民票及びマイナンバー（保護者のどちらかが町外にお住まいの場合のみ）

◆償還払い請求について

広島県外の医療機関で受診（入院）した時、治療用装具を購入した時、緊急やむを得ない事情等で受給者証を提示できなかった時は、一旦医療費を自己負担したあと、払い戻しの手続きをしてください。

★払い戻しの手続きに必要なもの★

- ◎領収書
(受診者名・診療日・保険点数・支払金額・医療機関等のわかるもの)
- ◎お子さんの健康保険証
- ◎振込先口座の分かるもの（養育者名義）
- ◎印鑑（インキ浸透式印は不可）
- ◎治療用装具購入の場合は上記以外に医師の診断書が必要

児童手当

0歳から中学校修了までの児童を養育している人に支給します。出生日・転入日の翌日から15日以内に子育て支援課へ申請してください。申請が遅れた場合、遡って支給できません。

◆支給月額 ※所得制限があります。

所得制限限度額未満の人	0～3歳未満	(一律)	15,000円
	3歳～小学校修了前	(第1子・2子)	10,000円
		(第3子以降)	15,000円
	中学生	(一律)	10,000円
所得制限限度額以上の人	0歳～中学生	(一律)	5,000円

※児童の人数は、18歳到達以降の最初の3月31日までの間にある児童を数えます。

※公務員の人は勤務先での手続きとなります。

◆支払日

6月、10月、2月に支給月の前月分までの4ヶ月分をまとめて振り込みます。

★認定請求に必要なもの

- ◎申請者（生計中心者）の健康保険証
- ◎申請者名義の預貯金通帳
- ◎課税台帳記載事項証明書もしくはマイナンバー
(転入等の場合は必要になることがあります。)



子育て応援金

すべての子育て世帯が安心して子育てができるよう、妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、必要な支援に繋ぐ**伴走型相談支援**の充実を図るとともに、出生の届出を行った子育て世帯に対し、経済的な負担の軽減を図る子育て応援金（5万円（双子の場合は10万円））を給付します。

- こんなにちはあかちゃん訪問時に申請書をお渡しします。
- お子さんの養育者名義の口座にお振り込みします。

